

推進団体の申請、除却作業のやりかたなどは以下のとおりです

1 団体の申請方法

市内に在住、在勤、在学する20歳以上の方を構成員として、2名以上で団体を組織していただき、下記の書類を団体単位で吉川市役所建築課に提出していただきます。

- ① 違反簡易広告物除却推進団体認定申請書（様式1）
- ② 団体を構成する推進員の候補者名簿（様式2）

2 団体の認定

申請していただいた団体単位で、講習を受けていただきます。

講習受講後、団体の認定を行い、団体の構成員を違反簡易広告物除却作業推進員として任命します。推進員に任命した方には、身分証明書と腕章を交付します。

3 除却作業をするには？

除却作業をする7日前までに、吉川市建築課へ除却活動計画書（様式3）を提出していただきます。作業は、2名以上の推進員で行っていただきます。作業中は、身分証明書を携帯し、腕章を身につけていただきます。

4 除却できるものは？

電柱・街灯・照明灯・街路樹などにとりつけられた道路（市道・県道）上の簡易的な違反広告物で以下のものなどです。

① はり紙・・・紙、布、ビニールなどを使用して作成された広告物で、のり等で工作物等に貼り付けられたもの



② はり札等・・・ベニヤ板、プラスチック板、金属板等でできた広告物で容易に取り外しができるもの



③ 立看板・・・木・ビニールパイプ等の枠に紙はり、布はり等をしたもの等で容易に取り外しができるもの



※冠婚葬祭、政治活動に関する物などや民地内にとりつけられたものなどは除却できません。